

平成 30 年 4 月 23 日現在

機関番号：33917

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2017

課題番号：16K13324

研究課題名(和文) 犯罪少年の保護事件における鑑定・アセスメントの意義と内容：理論と実務

研究課題名(英文) Significance and Contents of Evaluations and Assessments in Juvenile Protection Cases: Theory and Practice

研究代表者

丸山 雅夫 (MARUYAMA, Masao)

南山大学・法務研究科・教授

研究者番号：50140538

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：2000年の少年法改正以降、少年犯罪における責任能力鑑定の実施例が増加している。しかし、全件送致主義を前提とする少年保護事件での責任能力鑑定は、理論的には無意味になる。こうした観点から、少年事件における責任能力鑑定と情状鑑定、心理アセスメントについて、実務でどのような対応がなされ、どのように活用されているかを中心に、それらの意義を検討した。文献および裁判例による理論的研究を中心に、処遇担当者からの専門的知識の提供と議論、国内の関連施設の参観を通じて、精神医学との関わりのあり方が明らかにされた。一方、心神喪失者等医療観察法の今後について、少年事件を視野に入れた見直しの必要性が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：After the amendments made to the Juvenile Law in 2000, there has been an increase in the number of criminal responsibility evaluations conducted in juvenile cases. In theory, conducting criminal responsibility evaluations in such cases is meaningless, since all juvenile cases are sent to the family court. This study examined the significance of conducting criminal responsibility evaluations, circumstantial evaluations, and psychological assessments in juvenile cases, with a focus on how they are addressed and utilized in practice. Largely based on theoretical analysis using literature and court cases, along with the expertise of treatment program specialists, discussions, and visits to relevant facilities in Japan, the findings shed light on the relationship between psychiatry and the practical application of evaluations and assessments. At the same time, the study demonstrated a need to examine the Medical Treatment and Supervision Act while considering juvenile delinquency cases.

研究分野：刑事法学

キーワード：少年法 責任能力鑑定 情状鑑定 心理アセスメント 心神喪失者等医療観察法 少年処遇

1. 研究開始当初の背景

(1) 少年による犯罪は、客観的な要件を充足する「犯罪」概念(構成要件該当性および違法性の存在)としては、成人犯罪の場合と全く異なるところはない。それにもかかわらず、我が国の現行少年法は、少年の非行(犯罪、触法、虞犯)のすべてを「少年保護事件」として家庭裁判所にまず係属させたうえで、その後の扱いを家庭裁判所の専門的判断に委ねている(家庭裁判所先議・専議主義)。したがって、少年犯罪については、検察官の裁量(起訴裁量主義[刑訴 248 条参照])を認める成人事件とは異なり、捜査段階での事件終局は完全に否定されている(少 41 条・42 条)。また、精神障害が疑われる犯罪少年についても、刑事処分を求めて検察官に送致(少 20 条)されない限りは、いわゆる心神喪失者等医療観察法の適用はないものとされている(立法者説明)。したがって、精神障害に起因することが明らかな犯罪についても、全件が家庭裁判所に送致される構造になっている。そうであれば、少年保護事件として家庭裁判所に係属している段階までは、少年の精神状態(特に責任能力の有無)が問題になることはありえないはずである。

(2) しかし、こうした状況にもかかわらず、従来の実務においては、捜査段階で少年に対する責任能力鑑定が実施される例も散見され、責任能力の存在を少年保護事件の審判条件と考える立場が有力になっていた。また、学説においても、佐伯教授の見解を中心に、責任能力必要説が有力になりつつある。さらに、2000 年の少年法改正以降は、実務において、捜査段階を中心とした責任能力鑑定の実施例が増加しているとも言われている。

(3) 以上のような状況のもとでは、全件送致主義を前提とする現行少年法との関係で、捜査段階における犯罪少年の責任能力鑑定の意義は何か、が重要な論点とならざるを得ない。さらに、精神障害の存在が認められた少年犯罪者に対して、どのような処遇を選択するのが最適なのか、その具体的な内容はどのようなものであるべきか、が問われる状況が生じていたのである。

2. 研究の目的

(1) 以上のような背景のもとで、本研究は、理論的側面と実務的側面の 2 つの部分から構成されるものとして構想された。

(2) 理論的側面においては、特に犯罪少年に対する責任能力鑑定と全件送致主義(少 41 条・42 条)との関係を中心として解明することを主眼に置いた。具体的には、全件送致主義を前提とする現行少年法のもとで、捜査段階で責任能力鑑定をすることに意味があるのか、特に責任無能力と判断された少年の扱

いについて、少年法と刑事訴訟法、事件事務規程の解釈論を中心に展開することとした。その際には、いわゆる心神喪失者等医療観察法の解釈論と立法論をも視野に入れることとした。それとともに、家庭裁判所送致後の責任能力鑑定の意義と内容を捜査段階の鑑定と比較したうえで、情状鑑定の理論的な意義と役割、それらの具体的な内容の解明を中心として検討することとした。

(3) 実務的側面においては、精神障害を有する少年に対して最適な処遇を選択し、具体的な処遇プログラムの策定に向けた提言を行うことを最終目標として、情状鑑定・心理アセスメント・心身鑑別のあり方を検討対象とした。具体的には、公刊物から得られる鑑定結果等に関する事例報告を分析したうえで、少年事件における責任能力鑑定・情状鑑定に対する鑑定人の着眼点、鑑定結果と処遇選択・具体的な処遇プログラム策定との間の関連性を明らかにすることとした。それによって、要保護性の解明と具体的な処遇選択との理論的・実務的関係を解明する手がかりが得られるとの仮説が明らかになるものと考えた。さらに、我が国の少年院を中心として、少年処遇(少年矯正)の現場での実態を調査し、関係者との意見交換をすることによって、要保護性と個別的処遇計画の立案との関係を中心に、少年処遇の現場で鑑定やアセスメントの結果等がどのように活用されているかの知見を得たうえで、今後の具体的な処遇の方向性についての提言をすることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 研究の対象が理論的側面と実務的側面に及ぶものであることから、文献研究と「少年司法研究会」(基盤研究(A)と共通)における報告・意見交換を中心として、処遇現場の視察と成果の共有を並行的に進めることとした。また、それぞれの研究成果については、研究参加者(研究協力者を含む)の責任において公表することを認めるものとした。なお、本研究を円滑かつ実効的に推進するため、経費の一括管理の観点から研究分担者を置かず、連携研究者も、検察官として実務経験が豊富な者と、心理アセスメントと少年処遇のプログラム策定に造詣の深い者に限定し、必要に応じて多くの研究協力者に自由な形で参加してもらうこととした(後掲 6「研究組織」参照)。

(2) 文献研究においては、法律学(特に刑事法関係[刑事政策を含む])の分野の研究者を中心として、個別的な論点について個人的な検討を進めたうえで、研究会での報告にもとづいて幅広い意見交換を行って、知見を深めるとともに、共通の理解を形成することとした。また、少年法制においては、審判の非公開(少 22 条 2 項)や同一性推知情報の

公表禁止（少 61 条）に代表されるように、秘密性が極めて高いという特徴（そして限界）があることから、少年事件に関わるさまざまな現場で業務に従事している関係者に研究会でのゲスト・スピーカーを依頼して報告（専門的知識の提供）を受け、研究会全体で意見交換を行うことによって、実務についての知見を深めるとともに共通の理解を形成することとした。

（3）研究会におけるゲスト・スピーカーの報告と全体的な意見交換によって獲得された知見を実地に確認するため、少年法制関連の現場とそこでの実務について視察することとし、随時、日本国内の主要な要保護児童・少年関連施設（児童自立支援施設、少年院、少年刑務所等）を参観したうえで、それぞれの現場で業務に従事する職員や関係者との間で幅広い意見交換を行うことにした。さらに、わが国の少年法制や少年処遇のあり方に具体的な提言を行うことを意識して、特に精神医学との連携を念頭に置いて少年法制・少年処遇を運営している国外の関連施設を参観することとし、カナダ（平成 28 年度）とアメリカ（平成 29 年度）の関連施設を参観することを予定した。

（4）以上の研究過程を前提として、研究会や視察を中心に得られた知見（各参加者の成果）については、随時、各人の責任において、論文等の形式で公表することとした。また、研究終了後の適切な時期に、研究終了後における個別的な継続的研究成果をも反映する形で、体系的な研究書として公刊することを予定した。

4. 研究成果

（1）2 年間の研究期間を通じて、各年度における研究成果と実績は、それぞれ次に述べる通りのものであった。個人研究および研究会での知見・意見交換にもとづく成果については、中間的なものも含めて、適宜、研究者個人の責任において公表されている（後掲 5. の「主な発表論文等」参照）。ただ、平成 28 年度の研究会については、参加者が基盤研究（A）による研究の最終年度との重なりが大きいので、本研究にもとづくものとして厳格に区別することなく、共同形式で開催した（7 回中 5 回）。また、当初の研究方法において予定していた海外の関連施設の参観については、研究経費と参加者の事情で本研究会としては断念せざるを得ず、基盤研究（A）として実施することとし、本研究においては、研究会開催と国内の関連施設の参観に相対的に重点を置いたものとなった。

（2）平成 28 年度は、本研究のテーマを明確に意識したうえで、研究参加者個人による文献研究を中心として、理論的観点および実務的観点からの研究を鋭意行った。また、その

結果を踏まえて、研究会において報告（ゲスト・スピーカーからの専門的知識の提供を含む）を行った後に、参加者全員（研究協力者を含む）で議論を行い、知見を深めるとともに、今後（次年度を含む）の研究活動のあり方について検討した。さらに、国内の少年処遇関連施設を中心として参観を併せて実施した。

基盤研究（A）との共同開催による研究会としては、第 1 回（5 月 15 日開催）において、同月開催の日本刑法学会共同研究第 1 分科会での報告の準備を兼ねて、いずれも学会（後掲 5. の [学会発表] 参照）での報告予定者から、「少年刑事裁判」、「少年刑事裁判における少年法 55 条移送判断のあり方 少年法 20 条との関係の再検討」、「少年に対する量刑」と題した報告を受けた後、参加者全員で討議した。第 2 回（7 月 3 日開催）では、いずれも少年法研究者から、「少年司法と修復的司法」、「少年法における科学主義」と題する報告を受けた後、参加者全員で討議した。第 3 回（11 月 19 日開催）では、逆送による裁判員裁判で 55 条移送が認められた「戸塚事件」の付添人を担当した弁護士から、「55 条移送が認められたケース（戸塚事件）」と題する報告を受けて、参加者全員で討議し、55 条移送の判断に際して重視された要因について分析した。第 4 回（平成 29 年 2 月 18 日開催）は、南山大学社会倫理研究所との共同開催として、少年法研究者から、「少年法適用年齢の引下げ」と題する報告を受け、少年法適用年齢の引下げの是非と影響に関して全員で議論した。「第 5 回（3 月 25 日開催）では、いずれも少年法研究者から、「少年刑事事件：20 条逆送と 55 条移送」、「ドイツ少年参審制度の歴史的展開：市民参加と社会的教育専門性」と題する報告を受け、参加者全員で討議した。

国内の少年処遇関連施設の参観についても、基盤研究（A）との合同形式で、平成 29 年 3 月に実施し、東広島市所在の広島少年院（男子少年院）、貴船原少女苑（女子少年院）、広島学園（児童自立支援施設）を訪問して参観するとともに、処遇現場での業務に従事している職員と活発な意見交換を行った（参加者のほとんどが基盤研究（A）と重なっているため、経費の大部分は基盤研究（A）から支出した）。そこでの知見によれば、近時は、発達障害を中心とする精神的問題を有する児童・少年、さらには被虐待経験を有する児童・少年の数が顕著に増加しているとのことであり、次年度の研究の方向性を検討する際の有益な情報を入手することができた。

（3）平成 29 年度は、前年度の前提的な研究（特に少年保護事件における責任要件の要否の検討）に引き続いて、精神障害少年に対する責任能力鑑定や情状鑑定、心理アセスメントに関する研究参加者個人による文献研究を進めるとともに、その成果を踏まえて処遇現場担当者からの報告（専門的知識の提

供)を中心として研究会を開催し、2年間で獲得された知見を共有することとした。他方、関連施設の参観については、本年度は実施しなかった。

本年度の研究会は、基盤研究(A)の研究が前年度をもって終了したため、本研究独自のものとして開催し、ゲスト・スピーカーの報告を中心として、4回にわたって実施した。第1回(7月2日開催)では、いずれも精神科医から、「児童施設長期処遇児に見られる『受動的決定要求志向』について」、「精神臨床医師から見た、第3種少年院を巡る法制度、制度運用、社会的要請と現状との乖離」と題する報告を受けた後、参加者全員で討議した。第2回(9月23日開催)では、いずれも処遇現場の精神科医から、「少年鑑別所から見た、自傷他害のおそれのある精神疾患患者への対応：保健所、家庭裁判所、第3種少年院との連携と問題点」、「第3種少年院を巡る法制度、制度運用、社会的要請と現状との乖離(その2)」と題する報告を受け、参加者全員で討議した。第3回(11月19日開催)では、地域非行防止調整官から、「少年鑑別所について」と題する報告を受け、処遇現場の精神科医からのコメントの後、参加者全員で討議した。また、本研究会として最後となる第4回研究会(平成30年3月開催)では、新少年院法の立法に参画したゲスト・スピーカーから「少年院法等について：その立法経緯、運用等」と題する報告、処遇現場の精神科医から「医療少年院の現状と課題」と題する報告を受け、参加者全員で討議した後、本研究全体の一応のまとめを行った。

(4) 以上の2年間にわたる研究において、少年保護事件における責任能力鑑定は、全件送致主義を前提とする限りは事実上の意義を持ちえないことが明らかになる一方で、精神障害のある犯罪少年に心神喪失者等医療観察法の適用を認める立法論は十分に可能であることを明らかにしえた。ただ、具体的にどのような形で同法を立法・改正するかについての提言までには至らず、今後の課題として残されている。また、精神障害を有する犯罪少年の処遇の実際についても、その具体的な内容を相当に明らかにすることができた。しかし、同時に、特に第3種少年院(旧医療少年院)については、法務省の同一の通達によって処遇を行っているにもかかわらず、各施設における具体的な処遇が必ずしも画一的でないことも判明した。そのような状況があるとすれば、事実上の処遇的働きかけを行っている少年鑑別所においても同じような状況が見られるのかもしれない。しかし、少年鑑別所については、研究会としては名古屋少年鑑別所の状況を見聞しているだけにとどまり、他地域のものについては何らの情報もないことから、今後の課題として残されることになった。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計12件)

丸山雅夫、少年保護事件：非行少年の発見から審判まで、罪と罰、査読無、51巻2号、2017、近刊

丸山雅夫、少年法適用年齢引下げ批判、名城法学、査読無、67巻1号、2017、123-151.

丸山雅夫、精神障害が疑われる犯罪少年の法的扱い、南山法学、査読無、41巻1号、2017、1-39.

丸山雅夫、共同研究の趣旨、刑法雑誌、査読無、56巻3号、2017、385-389.

服部朗、要保護性再考、愛知学院大学論叢法学研究、査読無、58巻1・2号、2017、163-196.

柴田守、少年鑑別所の地域援助業務への期待、法学新報、査読無、123巻9・10号、2017、823-844.

柴田守、少年司法機関と学校教育機関の連携強化に向けて、罪と罰、査読無、53巻3号、2016、34-44.

岩井宜子、少年非行問題解決のための早期介入、罪と罰、査読無、53巻3号、2016、45-47.

渡邊一弘、少年の再犯・再非行防止政策の現状と課題、青少年問題、査読無、662号、2016、46-53.

渡邊一弘、少年法における科学的調査、専修法学論集、査読無、126号、2016、287-319.

丸山雅夫、少年犯罪と鑑定、南山法学、査読無、39巻3・4号、2016、435-442.

丸山雅夫、少年法20条による検察官送致、南山法学、査読無、39巻3・4号、2016、63-97.

〔学会発表〕(計1件)

丸山雅夫、吉中信人、山口直也、本庄武、松田治、少年刑事事件の現状と課題、日本刑法学会第94回大会共同研究第3分科会、2016年5月21日、名古屋大学

〔図書〕(計3件)

吉中信人、溪水社、少年刑法研究序説、2017、268.

丸山雅夫、他、信山社、刑事法学の未来、2017、812。(713,733)

丸山雅夫、他、成文堂、新時代の比較少年法、2017、263。(95,131)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

丸山 雅夫 (MARUYAMA, Masao)
南山大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：50140538

(2) 研究分担者（なし）

(3) 連携研究者

峰 ひろみ (MINE, Hiromi)
首都大学東京・大学院法務研究科・教授
研究者番号：70468148
東本 愛香 (TOUMOTO, Aika)
千葉大学・学内共同利用施設等・特任助教
研究者番号：00595366

(4) 研究協力者

飯野 海彦 (IINO, Umihiko)
渡邊 一弘 (WATANABE, Kazuhiro)
山中 友理 (YAMANAKA, Yuri)
柑本 美和 (KOUJIMOTO, Miwa)
町野 朔 (MACHINO, Saku)
岩瀬 徹 (IWASE, Tooru)
岩井 宜子 (IWAJ, Yoshiko)
吉岡 真吾 (YOSHIOKA, Shingo)
吉中 信人 (YOSHINAKA, Nobuhito)
柴田 守 (SHIBATA, Mamoru)
荻野 太司 (OGINO, Daishi)
水留 正流 (MIZUTOME, Masaru)
服部 朗 (HATTORI, Akira)